



発行 新潟県

号外 2
平成30年12月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

54 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）

病院局管理規程

- 9 新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 10 新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）
- 11 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

企業局管理規程

5 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程（企業局総務課）

人事委員会規則

- 6-1824 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1825 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1826 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）
- 6-1827 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局総務課）

教育委員会規則

5 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（教育庁総務課）



技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第54号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
(格付及び給料の支給)					(格付及び給料の支給)				
第4条 (略)					第4条 (略)				
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万3,200円</u> とする。					2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,800円</u> とする。				
3 (略)					3 (略)				
別表第4 (第6条関係)					別表第4 (第6条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
30	(略)	21	(略)		30	(略)	22	(略)	
31		22			31		23		
32		22			32		24		
33		23			33		25		
34		23			34		26		
35		24			35		27		
36		24			36		28		
37		25			37		29		
38		26			38		29		
39		27			39		30		
40		28			40		30		
41		29			41		31		
42		30			42		31		
43		31			43		32		
(略)					(略)				
71	(略)		45	(略)	71	(略)		46	(略)
72			46		72			46	
73			46		73			47	
74			46		74			47	
75			47		75			48	
76			47		76			48	
77			47		77			49	
78			48		78			49	

79		57	48	79		58	49
80		58	48	80		58	49
81		58	49	81		59	50
82		58	49	82		59	50
83		59	49	83		60	50
84		59	50	84		60	50
85		59	50	85		61	51
86		60	50	86		61	51
87		60	51	87		61	51
88		60	51	88		61	51
89		61	51	89		62	52
90		61		90		62	
91		61		91		62	
92		62		92		62	
93		62		93		63	
94		62		94		63	
95		63		95		63	
96		63		96		63	
97		63		97		64	
(略)				(略)			
105	(略)	65	(略)	105	(略)	66	(略)
106		66		106		66	
107		66		107		66	
108		66		108		66	
109		66		109		67	
110		66		110		67	
111		67		111		67	
112		67		112		67	
113		67		113		68	
114		67		114		68	
115		67		115		68	
116		68		116		68	
117		68		117		69	
118		68		118		69	
119		68		119		69	
120		68		120		69	
121		68		121		69	
122		69		122		69	
123		69		123		69	
124		69		124		70	
125		69		125		70	
126		69		126		70	
127		69		127		70	
128		70		128		70	
129		70		129		70	
130		70		130		70	
131		70		131		71	
132		70		132		71	

133	70	133	71
(略)		(略)	

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,400	181,900	203,600	230,000	263,000
2	131,300	183,400	204,800	231,600	264,900
3	132,300	184,900	206,200	233,100	266,700
4	133,200	186,300	207,500	234,700	268,800
5	134,200	187,600	208,800	236,100	270,500
6	135,200	189,100	210,200	237,800	272,400
7	136,200	190,500	211,600	239,300	274,300
8	137,200	191,800	213,000	240,900	276,400
9	138,000	193,200	214,300	242,100	278,400
10	139,000	194,200	215,900	243,600	280,400
11	140,000	195,500	217,500	245,200	282,500
12	141,100	196,600	218,900	246,600	284,500
13	141,900	197,800	220,100	248,100	286,500
14	142,900	198,900	221,600	249,600	288,600
15	143,900	200,000	223,100	250,900	290,600
16	144,900	201,100	224,400	252,300	292,600
17	146,000	202,100	225,300	253,800	294,400
18	147,200	203,200	226,000	255,400	296,400
19	148,400	204,200	226,900	257,100	298,500
20	149,600	205,200	227,900	258,900	300,500
21	150,700	206,100	228,800	260,500	302,400
22	151,900	207,200	230,300	262,300	304,500
23	153,100	208,300	231,600	264,000	306,500
24	154,300	209,300	232,700	265,700	308,600
25	155,500	210,200	234,100	267,600	310,300
26	157,000	211,100	235,400	269,500	312,400
27	158,500	211,800	236,700	271,300	314,400
28	160,000	212,700	238,000	273,100	316,400
29	161,400	213,600	238,900	274,800	318,100
30	162,900	214,800	240,100	276,700	320,100
31	164,400	215,800	241,400	278,600	322,200
32	165,900	216,700	242,600	280,300	324,300

33	167,400	217,300	243,700	281,800	325,500
34	169,200	218,500	245,000	283,700	327,500
35	171,000	219,600	246,100	285,500	329,400
36	172,800	220,800	247,300	287,400	331,500
37	174,600	221,400	248,600	289,000	333,400
38	176,300	222,600	249,700	290,700	335,300
39	178,000	223,800	251,000	292,500	337,300
40	179,700	224,900	252,300	294,300	339,200
41	181,300	225,800	253,300	295,800	341,100
42	182,700	227,000	254,600	297,500	343,000
43	184,000	228,000	255,700	299,000	344,800
44	185,400	229,100	257,000	300,600	346,700
45	186,900	230,200	257,800	302,200	348,200
46	188,200	231,200	258,900	303,900	349,600
47	189,600	232,300	260,100	305,500	351,100
48	191,000	233,300	261,100	307,200	352,600
49	192,300	234,300	262,300	308,100	354,200
50	193,400	235,400	263,500	309,600	355,000
51	194,500	236,500	264,700	311,100	356,200
52	195,700	237,600	265,600	312,700	357,200
53	196,800	238,700	266,500	314,300	358,100
54	197,900	239,700	267,600	315,900	359,200
55	198,800	240,600	268,800	317,500	360,100
56	199,900	241,400	270,000	319,000	361,200
57	201,000	242,300	270,800	320,500	362,100
58	202,000	243,300	271,800	321,700	362,800
59	203,000	244,300	272,900	322,900	363,500
60	204,000	245,200	273,900	324,100	364,200
61	205,100	246,000	274,900	324,800	364,600
62	206,000	246,900	276,000	325,700	365,200
63	206,900	247,800	276,800	326,500	365,900
64	207,800	248,700	277,900	327,300	366,600
65	208,500	249,500	278,700	328,200	366,900
66	209,300	250,300	279,500	328,600	367,600
67	210,000	251,100	280,300	329,300	368,300
68	210,800	251,800	281,100	330,100	369,000
69	211,200	252,500	281,700	330,900	369,300
70	211,800	253,100	282,500	331,600	369,900
71	212,100	253,500	283,300	332,300	370,600
72	212,600	253,900	284,000	333,000	371,200
73	212,800	254,100	284,800	333,500	371,500

74	213,400	254,500	285,500	334,100	372,100
75	213,900	255,000	286,300	334,600	372,800
76	214,600	255,500	287,100	335,200	373,400
77	214,800	255,800	287,700	335,500	373,800
78	215,500	256,200	288,200	336,000	374,300
79	216,000	256,700	288,700	336,400	374,900
80	216,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	217,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	217,700	257,800	289,900	337,800	376,500
83	218,300	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,000	258,400	290,900	338,800	377,300
85	219,600	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,100	258,800	291,900	339,500	378,200
87	220,600	259,100	292,500	340,000	378,600
88	221,300	259,400	293,100	340,400	379,000
89	221,800	259,600	293,400	340,700	379,400
90	222,400	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,000	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,500	260,400	294,800	342,000	380,700
93	223,900	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,400	261,100	295,700	342,600	
95	224,900	261,400	296,200	343,100	
96	225,400	261,700	296,700	343,500	
97	225,700	261,900	297,000	343,700	
98	226,200	262,200	297,400	344,100	
99	226,700	262,400	297,900	344,500	
100	227,200	262,700	298,400	344,800	
101	227,600	263,000	298,800	345,100	
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		

115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)
- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第4の規定による号給が同条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の規則別表第4の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(給与の内払)
- 改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(施行細則)
- 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第9号

新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(手当の額)</p> <p>第3条 手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 医師 <u>2万1,000円</u></p> <p>(2) 前号以外の職員 <u>6,100円</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>当分の間、第3条第2号に掲げる職員が別に定めるところにより宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務を命ぜられた場合の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務1回につき3,100円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、1,550円とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(手当の額)</p> <p>第3条 手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 医師 <u>2万円</u></p> <p>(2) 前号以外の職員 <u>5,900円</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>当分の間、第3条第2号に掲げる職員が別に定めるところにより宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務を命ぜられた場合の手当の額は、宿直勤務又は日直勤務に準ずる勤務1回につき3,000円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、1,500円とする。</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の新潟県病院局企業職員の宿日直手当に関する規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。

新潟県病院局管理規程第10号

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

医 師 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
30	345,300	415,000	468,100	530,000	

	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	

	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院に勤務する医師等に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程（以下この項において「改正後の規程」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県病院局企業職員中医師及び歯科医師の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県病院局事業管理者 岡 俊 幸

新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程（昭和34年新潟県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
(格付及び給料の支給)					(格付及び給料の支給)				
第4条 (略)					第4条 (略)				
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万3,200円</u> とする。					2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,800円</u> とする。				
3 (略)					3 (略)				
別表第4 (第6条関係)					別表第4 (第6条関係)				
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表				
昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
(略)					(略)				
30	(略)	<u>21</u>	(略)		30	(略)	<u>22</u>	(略)	
31		22			31		23		
32		22			32		24		
33		23			33		25		
34		23			34		26		
35		24			35		27		
36		24			36		28		
37		25			37		29		
38		26			38		29		
39		27			39		30		
40		28			40		30		
41		29			41		31		
42		30			42		31		
43		31			43		32		
(略)					(略)				
71	(略)		<u>45</u>	(略)	71	(略)		<u>46</u>	(略)
72			46		72			46	
73			46		73			47	
74			46		74			47	
75			47		75			48	
76			47		76			48	
77			47		77			49	
78			48		78			49	

79	57	48	79	58	49
80	58	48	80	58	49
81	58	49	81	59	50
82	58	49	82	59	50
83	59	49	83	60	50
84	59	50	84	60	50
85	59	50	85	61	51
86	60	50	86	61	51
87	60	51	87	61	51
88	60	51	88	61	51
89	61	51	89	62	52
90	61		90	62	
91	61		91	62	
92	62		92	62	
93	62		93	63	
94	62		94	63	
95	63		95	63	
96	63		96	63	
97	63		97	64	
(略)			(略)		
105	(略)	65	(略)	66	(略)
106		66		66	
107		66		66	
108		66		66	
109		66		67	
110		66		67	
111		67		67	
112		67		67	
113		67		68	
114		67		68	
115		67		68	
116		68		68	
117		68		69	
118		68		69	
119		68		69	
120		68		69	
121		68		69	
122		69		69	
123		69		69	
124		69		70	
125		69		70	
126		69		70	
127		69		70	
128		70		70	
129		70		70	
130		70		70	
131		70		71	
132		70		71	

133	70	133	71
(略)		(略)	

第2条 新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,400	181,900	203,600	230,000	263,000
2	131,300	183,400	204,800	231,600	264,900
3	132,300	184,900	206,200	233,100	266,700
4	133,200	186,300	207,500	234,700	268,800
5	134,200	187,600	208,800	236,100	270,500
6	135,200	189,100	210,200	237,800	272,400
7	136,200	190,500	211,600	239,300	274,300
8	137,200	191,800	213,000	240,900	276,400
9	138,000	193,200	214,300	242,100	278,400
10	139,000	194,200	215,900	243,600	280,400
11	140,000	195,500	217,500	245,200	282,500
12	141,100	196,600	218,900	246,600	284,500
13	141,900	197,800	220,100	248,100	286,500
14	142,900	198,900	221,600	249,600	288,600
15	143,900	200,000	223,100	250,900	290,600
16	144,900	201,100	224,400	252,300	292,600
17	146,000	202,100	225,300	253,800	294,400
18	147,200	203,200	226,000	255,400	296,400
19	148,400	204,200	226,900	257,100	298,500
20	149,600	205,200	227,900	258,900	300,500
21	150,700	206,100	228,800	260,500	302,400
22	151,900	207,200	230,300	262,300	304,500
23	153,100	208,300	231,600	264,000	306,500
24	154,300	209,300	232,700	265,700	308,600
25	155,500	210,200	234,100	267,600	310,300
26	157,000	211,100	235,400	269,500	312,400
27	158,500	211,800	236,700	271,300	314,400
28	160,000	212,700	238,000	273,100	316,400
29	161,400	213,600	238,900	274,800	318,100
30	162,900	214,800	240,100	276,700	320,100
31	164,400	215,800	241,400	278,600	322,200
32	165,900	216,700	242,600	280,300	324,300

33	167,400	217,300	243,700	281,800	325,500
34	169,200	218,500	245,000	283,700	327,500
35	171,000	219,600	246,100	285,500	329,400
36	172,800	220,800	247,300	287,400	331,500
37	174,600	221,400	248,600	289,000	333,400
38	176,300	222,600	249,700	290,700	335,300
39	178,000	223,800	251,000	292,500	337,300
40	179,700	224,900	252,300	294,300	339,200
41	181,300	225,800	253,300	295,800	341,100
42	182,700	227,000	254,600	297,500	343,000
43	184,000	228,000	255,700	299,000	344,800
44	185,400	229,100	257,000	300,600	346,700
45	186,900	230,200	257,800	302,200	348,200
46	188,200	231,200	258,900	303,900	349,600
47	189,600	232,300	260,100	305,500	351,100
48	191,000	233,300	261,100	307,200	352,600
49	192,300	234,300	262,300	308,100	354,200
50	193,400	235,400	263,500	309,600	355,000
51	194,500	236,500	264,700	311,100	356,200
52	195,700	237,600	265,600	312,700	357,200
53	196,800	238,700	266,500	314,300	358,100
54	197,900	239,700	267,600	315,900	359,200
55	198,800	240,600	268,800	317,500	360,100
56	199,900	241,400	270,000	319,000	361,200
57	201,000	242,300	270,800	320,500	362,100
58	202,000	243,300	271,800	321,700	362,800
59	203,000	244,300	272,900	322,900	363,500
60	204,000	245,200	273,900	324,100	364,200
61	205,100	246,000	274,900	324,800	364,600
62	206,000	246,900	276,000	325,700	365,200
63	206,900	247,800	276,800	326,500	365,900
64	207,800	248,700	277,900	327,300	366,600
65	208,500	249,500	278,700	328,200	366,900
66	209,300	250,300	279,500	328,600	367,600
67	210,000	251,100	280,300	329,300	368,300
68	210,800	251,800	281,100	330,100	369,000
69	211,200	252,500	281,700	330,900	369,300
70	211,800	253,100	282,500	331,600	369,900
71	212,100	253,500	283,300	332,300	370,600
72	212,600	253,900	284,000	333,000	371,200
73	212,800	254,100	284,800	333,500	371,500

74	213,400	254,500	285,500	334,100	372,100
75	213,900	255,000	286,300	334,600	372,800
76	214,600	255,500	287,100	335,200	373,400
77	214,800	255,800	287,700	335,500	373,800
78	215,500	256,200	288,200	336,000	374,300
79	216,000	256,700	288,700	336,400	374,900
80	216,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	217,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	217,700	257,800	289,900	337,800	376,500
83	218,300	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,000	258,400	290,900	338,800	377,300
85	219,600	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,100	258,800	291,900	339,500	378,200
87	220,600	259,100	292,500	340,000	378,600
88	221,300	259,400	293,100	340,400	379,000
89	221,800	259,600	293,400	340,700	379,400
90	222,400	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,000	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,500	260,400	294,800	342,000	380,700
93	223,900	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,400	261,100	295,700	342,600	
95	224,900	261,400	296,200	343,100	
96	225,400	261,700	296,700	343,500	
97	225,700	261,900	297,000	343,700	
98	226,200	262,200	297,400	344,100	
99	226,700	262,400	297,900	344,500	
100	227,200	262,700	298,400	344,800	
101	227,600	263,000	298,800	345,100	
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	
113	232,600	266,000	302,900	350,000	
114	233,100	266,300	303,200		

115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

附 則

(施行期日等)

- この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)
- 平成30年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(以下この項において「改正後の規程」という。)別表第4の規定による号給が同条の規定による改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(以下この項において「改正前の規程」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程別表第4の規定にかかわらず、改正前の規程別表第4の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。
(給与の内払)
- 改正後の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程(以下この項において「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県病院局企業職員中技能労務職員の給与等に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
(施行細則)
- 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、県の一般職員の例による。

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第5号

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県企業局企業職員給与規程（昭和30年新潟県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
第3条 (略) 2・3 (略) 4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、 <u>22万3,200円</u> とする。 5～10 (略)					第3条 (略) 2・3 (略) 4 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された技能労務職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、 <u>22万2,800円</u> とする。 5～10 (略)						
第5条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回について <u>7,400円</u> とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回について、 <u>3,700円</u> とする。					第5条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員の宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回について <u>7,200円</u> とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回について、 <u>3,600円</u> とする。						
別表第4 （第3条関係） 昇格時号給対応表					別表第4 （第3条関係） 昇格時号給対応表						
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給				
		2級	3級	4級	5級			2級	3級	4級	5級
(略)					(略)						
30	(略)	21	(略)			30	(略)	22	(略)		
31		22				31		23			
32		22				32		24			
33		23				33		25			
34		23				34		26			
35		24				35		27			
36		24				36		28			
37		25				37		29			
38		26				38		29			
39		27				39		30			
40		28				40		30			
41		29				41		31			
42		30				42		31			
43		31				43		32			
(略)					(略)						
71	(略)	45	(略)			71	(略)	46	(略)		
72		46				72		46			
73		46				73		47			

74		46
75		47
76		47
77		47
78		48
79	57	48
80	58	48
81	58	49
82	58	49
83	59	49
84	59	50
85	59	50
86	60	50
87	60	51
88	60	51
89	61	51
90	61	
91	61	
92	62	
93	62	
94	62	
95	63	
96	63	
97	63	

74		47
75		48
76		48
77		49
78		49
79	58	49
80	58	49
81	59	50
82	59	50
83	60	50
84	60	50
85	61	51
86	61	51
87	61	51
88	61	51
89	62	52
90	62	
91	62	
92	62	
93	63	
94	63	
95	63	
96	63	
97	64	

(略)

(略)

105	(略)	65	(略)
106		66	
107		66	
108		66	
109		66	
110		66	
111		67	
112		67	
113		67	
114		67	
115		67	
116		68	
117		68	
118		68	
119		68	
120		68	
121		68	
122		69	
123		69	
124		69	
125		69	
126		69	
127		69	

105	(略)	66	(略)
106		66	
107		66	
108		66	
109		67	
110		67	
111		67	
112		67	
113		68	
114		68	
115		68	
116		68	
117		69	
118		69	
119		69	
120		69	
121		69	
122		69	
123		69	
124		70	
125		70	
126		70	
127		70	

128	70	128	70
129	70	129	70
130	70	130	70
131	70	131	71
132	70	132	71
133	70	133	71
(略)		(略)	

第2条 新潟県企業局企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技能労務職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,400	181,900	203,600	230,000	263,000
2	131,300	183,400	204,800	231,600	264,900
3	132,300	184,900	206,200	233,100	266,700
4	133,200	186,300	207,500	234,700	268,800
5	134,200	187,600	208,800	236,100	270,500
6	135,200	189,100	210,200	237,800	272,400
7	136,200	190,500	211,600	239,300	274,300
8	137,200	191,800	213,000	240,900	276,400
9	138,000	193,200	214,300	242,100	278,400
10	139,000	194,200	215,900	243,600	280,400
11	140,000	195,500	217,500	245,200	282,500
12	141,100	196,600	218,900	246,600	284,500
13	141,900	197,800	220,100	248,100	286,500
14	142,900	198,900	221,600	249,600	288,600
15	143,900	200,000	223,100	250,900	290,600
16	144,900	201,100	224,400	252,300	292,600
17	146,000	202,100	225,300	253,800	294,400
18	147,200	203,200	226,000	255,400	296,400
19	148,400	204,200	226,900	257,100	298,500
20	149,600	205,200	227,900	258,900	300,500
21	150,700	206,100	228,800	260,500	302,400
22	151,900	207,200	230,300	262,300	304,500
23	153,100	208,300	231,600	264,000	306,500
24	154,300	209,300	232,700	265,700	308,600
25	155,500	210,200	234,100	267,600	310,300
26	157,000	211,100	235,400	269,500	312,400
27	158,500	211,800	236,700	271,300	314,400
28	160,000	212,700	238,000	273,100	316,400
29	161,400	213,600	238,900	274,800	318,100

30	162,900	214,800	240,100	276,700	320,100
31	164,400	215,800	241,400	278,600	322,200
32	165,900	216,700	242,600	280,300	324,300
33	167,400	217,300	243,700	281,800	325,500
34	169,200	218,500	245,000	283,700	327,500
35	171,000	219,600	246,100	285,500	329,400
36	172,800	220,800	247,300	287,400	331,500
37	174,600	221,400	248,600	289,000	333,400
38	176,300	222,600	249,700	290,700	335,300
39	178,000	223,800	251,000	292,500	337,300
40	179,700	224,900	252,300	294,300	339,200
41	181,300	225,800	253,300	295,800	341,100
42	182,700	227,000	254,600	297,500	343,000
43	184,000	228,000	255,700	299,000	344,800
44	185,400	229,100	257,000	300,600	346,700
45	186,900	230,200	257,800	302,200	348,200
46	188,200	231,200	258,900	303,900	349,600
47	189,600	232,300	260,100	305,500	351,100
48	191,000	233,300	261,100	307,200	352,600
49	192,300	234,300	262,300	308,100	354,200
50	193,400	235,400	263,500	309,600	355,000
51	194,500	236,500	264,700	311,100	356,200
52	195,700	237,600	265,600	312,700	357,200
53	196,800	238,700	266,500	314,300	358,100
54	197,900	239,700	267,600	315,900	359,200
55	198,800	240,600	268,800	317,500	360,100
56	199,900	241,400	270,000	319,000	361,200
57	201,000	242,300	270,800	320,500	362,100
58	202,000	243,300	271,800	321,700	362,800
59	203,000	244,300	272,900	322,900	363,500
60	204,000	245,200	273,900	324,100	364,200
61	205,100	246,000	274,900	324,800	364,600
62	206,000	246,900	276,000	325,700	365,200
63	206,900	247,800	276,800	326,500	365,900
64	207,800	248,700	277,900	327,300	366,600
65	208,500	249,500	278,700	328,200	366,900
66	209,300	250,300	279,500	328,600	367,600
67	210,000	251,100	280,300	329,300	368,300
68	210,800	251,800	281,100	330,100	369,000
69	211,200	252,500	281,700	330,900	369,300
70	211,800	253,100	282,500	331,600	369,900

71	212,100	253,500	283,300	332,300	370,600
72	212,600	253,900	284,000	333,000	371,200
73	212,800	254,100	284,800	333,500	371,500
74	213,400	254,500	285,500	334,100	372,100
75	213,900	255,000	286,300	334,600	372,800
76	214,600	255,500	287,100	335,200	373,400
77	214,800	255,800	287,700	335,500	373,800
78	215,500	256,200	288,200	336,000	374,300
79	216,000	256,700	288,700	336,400	374,900
80	216,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	217,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	217,700	257,800	289,900	337,800	376,500
83	218,300	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,000	258,400	290,900	338,800	377,300
85	219,600	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,100	258,800	291,900	339,500	378,200
87	220,600	259,100	292,500	340,000	378,600
88	221,300	259,400	293,100	340,400	379,000
89	221,800	259,600	293,400	340,700	379,400
90	222,400	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,000	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,500	260,400	294,800	342,000	380,700
93	223,900	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,400	261,100	295,700	342,600	
95	224,900	261,400	296,200	343,100	
96	225,400	261,700	296,700	343,500	
97	225,700	261,900	297,000	343,700	
98	226,200	262,200	297,400	344,100	
99	226,700	262,400	297,900	344,500	
100	227,200	262,700	298,400	344,800	
101	227,600	263,000	298,800	345,100	
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	

112	232,400	265,800	302,700	349,500
113	232,600	266,000	302,900	350,000
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正後の規程」という。)別表第4の規定による号給が同条の規定による改正前の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正前の規程」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規程別表第4の規定にかかわらず、改正前の規程別表第4の規定による号給とするものとする。

- 3 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の新潟県企業局企業職員給与規程(以下この項において「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の新潟県企業局企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程

の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項については、普通職員の例による。

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴巻克恕

新潟県人事委員会規則第6-1824号

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第18の3 昇格時号給対応表 イ・ロ（略） ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表					別表第18の3 昇格時号給対応表 イ・ロ（略） ハ 教育職給料表(二)昇格時号給対応表				
昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級		2級	特2級	3級	4級
1	1	(略)	(略)	(略)	1	1	(略)	(略)	(略)
2	1								
3	1								
4	1								
(略)					(略)				
94	53	(略)	(略)	(略)	94	53	(略)	(略)	(略)
95	<u>53</u>								
96	54								
97	<u>54</u>								
98	<u>54</u>								
99	<u>55</u>								
100	<u>55</u>								
101	<u>55</u>								
102	<u>56</u>								
103	<u>56</u>								
104	<u>56</u>								
105	<u>57</u>								
106	<u>57</u>								
107	<u>57</u>								
108	<u>58</u>								
109	<u>58</u>								
110	<u>58</u>								
111	<u>59</u>								
112	<u>59</u>								
113	<u>59</u>								
114	<u>60</u>								
115	<u>60</u>								
116	<u>60</u>								
117	61								
118	61								
119	<u>61</u>								
120	<u>61</u>								
121	<u>61</u>								
122	62								
123	62								
124	62								
125	<u>62</u>								
125	<u>63</u>								

126	<u>62</u>	(略)	(略)	(略)
127	63			
128	63			
129	63			
130	63			
131	<u>63</u>			
(略)				
153	68	(略)	(略)	(略)

ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	(略)	(略)	(略)
2	1			
3	1			
4	1			
(略)				
81	57	(略)	(略)	(略)
82	<u>57</u>			
83	<u>58</u>			
84	<u>58</u>			
85	<u>59</u>			
86	<u>59</u>			
87	<u>60</u>			
88	<u>60</u>			
89	<u>61</u>			
90	<u>61</u>			
91	<u>62</u>			
92	<u>62</u>			
93	63			
94	<u>63</u>			
(略)				
161		(略)	(略)	(略)

ホ (略)

へ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1						
3	1						
4	1						
(略)							
78	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
79	<u>45</u>						
80	46						
81	<u>46</u>						
82	<u>46</u>						
83	<u>47</u>						
84	<u>47</u>						
85	<u>47</u>						
(略)							
113		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ト・チ (略)

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

126	<u>63</u>	(略)	(略)	(略)
127	63			
128	63			
129	63			
130	63			
131	<u>64</u>			
(略)				
153	68	(略)	(略)	(略)

ニ 教育職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	(略)	(略)	(略)
2	1			
3	1			
4	1			
(略)				
81	57	(略)	(略)	(略)
82	<u>58</u>			
83	<u>59</u>			
84	<u>60</u>			
85	<u>61</u>			
86	<u>61</u>			
87	<u>61</u>			
88	<u>62</u>			
89	<u>62</u>			
90	<u>62</u>			
91	<u>63</u>			
92	<u>63</u>			
93	63			
94	<u>64</u>			
(略)				
161		(略)	(略)	(略)

ホ (略)

へ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1						
3	1						
4	1						
(略)							
78	45	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
79	<u>46</u>						
80	46						
81	<u>47</u>						
82	<u>47</u>						
83	<u>48</u>						
84	<u>48</u>						
85	<u>49</u>						
(略)							
113		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

ト・チ (略)

リ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
(略)					
65	33	(略)	(略)	(略)	(略)
66	<u>33</u>				
67	<u>34</u>				
68	<u>34</u>				
69	<u>35</u>				
70	<u>35</u>				
71	<u>36</u>				
72	<u>36</u>				
73	<u>37</u>				
74	<u>38</u>				
75	<u>39</u>				
(略)					
153	64	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	(略)	(略)	(略)	(略)
2	1				
3	1				
4	1				
(略)					
65	33	(略)	(略)	(略)	(略)
66	<u>34</u>				
67	<u>35</u>				
68	<u>36</u>				
69	<u>37</u>				
70	<u>37</u>				
71	<u>38</u>				
72	<u>38</u>				
73	<u>39</u>				
74	<u>39</u>				
75	<u>40</u>				
(略)					
153	64	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)					

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成30年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1825号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（規則第6-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(宿日直手当の額)	(宿日直手当の額)
<p>第3条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号の勤務については、<u>4,400円</u></p> <p>(2) 前条第1号の2の勤務については、<u>5,300円</u></p> <p>(3) 前条第2号、第4号及び第8号の勤務については、<u>6,100円</u></p> <p>(4) 前条第3号、第5号及び第6号の勤務については、<u>7,400円</u></p> <p>(5) 前条第7号の勤務については、<u>2万1,000円</u></p>	<p>第3条 宿日直手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前条第1号の勤務については、<u>4,200円</u></p> <p>(2) 前条第1号の2の勤務については、<u>5,100円</u></p> <p>(3) 前条第2号、第4号及び第8号の勤務については、<u>5,900円</u></p> <p>(4) 前条第3号、第5号及び第6号の勤務については、<u>7,200円</u></p> <p>(5) 前条第7号の勤務については、<u>2万円</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1826号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（規則第6-140号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員			2 項 職 員	3 項 職 員
	1 種	2 種	3 種		
1 年 未 満	円 414,800	円 368,800	円 308,600	円 50,800	円 35,000
1 年 以 上 2 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	35,000
2 年 以 上 3 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	35,000
3 年 以 上 4 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	35,000
4 年 以 上 5 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	35,000
5 年 以 上 6 年 未 満	414,800	368,800	308,600	50,800	31,000
6 年 以 上 7 年 未 満	414,800	368,800	308,600	49,000	27,000
7 年 以 上 8 年 未 満	414,800	368,800	308,600	47,200	23,000
8 年 以 上 9 年 未 満	414,800	368,800	308,600	45,400	19,000
9 年 以 上 10 年 未 満	414,800	368,800	308,600	43,600	15,000
10 年 以 上 11 年 未 満	414,800	368,800	308,600	41,800	12,500
11 年 以 上 12 年 未 満	414,800	368,800	308,600	40,000	10,000
12 年 以 上 13 年 未 満	414,800	368,800	308,600	38,200	7,500
13 年 以 上 14 年 未 満	414,800	368,800	308,600	36,400	5,000
14 年 以 上 15 年 未 満	414,800	368,800	308,600	35,000	2,500
15 年 以 上 16 年 未 満	414,800	368,800	308,600	33,600	
16 年 以 上 17 年 未 満	410,400	364,800	305,300	32,200	
17 年 以 上 18 年 未 満	406,000	360,800	302,000	30,800	
18 年 以 上 19 年 未 満	401,600	356,800	298,700	29,400	
19 年 以 上 20 年 未 満	397,200	352,800	295,400	28,000	
20 年 以 上 21 年 未 満	392,800	348,800	292,100	26,600	
21 年 以 上 22 年 未 満	373,400	331,900	278,300	26,000	
22 年 以 上 23 年 未 満	353,600	314,700	264,300	25,400	
23 年 以 上 24 年 未 満	334,300	298,000	250,800	24,400	
24 年 以 上 25 年 未 満	314,900	281,100	236,900	23,800	
25 年 以 上 26 年 未 満	295,400	264,200	223,200	23,200	
26 年 以 上 27 年 未 満	272,700	243,400	205,600	22,600	
27 年 以 上 28 年 未 満	250,500	223,000	188,500	22,000	
28 年 以 上 29 年 未 満	228,100	202,600	171,200	21,200	
29 年 以 上 30 年 未 満	205,300	181,800	153,600	20,900	
30 年 以 上 31 年 未 満	180,500	159,900	135,600	20,500	
31 年 以 上 32 年 未 満	155,600	138,000	117,300	19,900	
32 年 以 上 33 年 未 満	131,000	116,300	99,400	19,000	
33 年 以 上 34 年 未 満	92,900	84,400	73,400	18,100	
34 年 以 上 35 年 未 満	57,600	54,600	49,100	17,400	

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月27日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1827号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第4号及び第5号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の190</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の230</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の95</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の115</u>）</p>	<p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限る。）は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の180</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の220</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の85</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の105</u>）</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の185</u>（一般職員給</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の190</u>（一般職員給</p>

与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員 (次号において「特定幹部職員」という。)にあ つては、 <u>100分の225</u>) (2) 再任用職員 <u>100分の90</u> (特定幹部職員にあ つては、 <u>100分の110</u>)	与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員 (次号において「特定幹部職員」という。)にあ つては、 <u>100分の230</u>) (2) 再任用職員 <u>100分の95</u> (特定幹部職員にあ つては、 <u>100分の115</u>)
---	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

教育委員会規則

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

新潟県教育委員会規則第5号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 技能労務職員の給与等に関する規則（昭和34年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前						
(格付及び給料の支給)					(格付及び給料の支給)						
第4条 (略)					第4条 (略)						
2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万3,200円</u> とする。					2 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、前条及び前項の規定にかかわらず、 <u>22万2,800円</u> とする。						
3 (略)					3 (略)						
別表第4 (第6条関係)					別表第4 (第6条関係)						
昇格時号給対応表					昇格時号給対応表						
昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給			昇格した日の前日に受けていた号給		昇格後の号給				
		2級	3級	4級	5級			2級	3級	4級	5級
(略)					(略)						
30	(略)	<u>21</u>	(略)		30	(略)	<u>22</u>	(略)			
31		<u>22</u>			31		<u>23</u>				
32		<u>22</u>			32		<u>24</u>				
33		<u>23</u>			33		<u>25</u>				
34		<u>23</u>			34		<u>26</u>				
35		<u>24</u>			35		<u>27</u>				
36		<u>24</u>			36		<u>28</u>				
37		<u>25</u>			37		<u>29</u>				
38		<u>26</u>			38		<u>29</u>				
39		<u>27</u>			39		<u>30</u>				
40		<u>28</u>			40		<u>30</u>				
41		<u>29</u>			41		<u>31</u>				
42		<u>30</u>			42		<u>31</u>				
43		<u>31</u>			43		<u>32</u>				
(略)					(略)						
71	(略)		<u>45</u>	(略)	71	(略)		<u>46</u>	(略)		
72			<u>46</u>		72			<u>46</u>			
73			<u>46</u>		73			<u>47</u>			
74			<u>46</u>		74			<u>47</u>			
75			<u>47</u>		75			<u>48</u>			
76			<u>47</u>		76			<u>48</u>			

77		47
78		48
79	57	48
80	58	48
81	58	49
82	58	49
83	59	49
84	59	50
85	59	50
86	60	50
87	60	51
88	60	51
89	61	51
90	61	
91	61	
92	62	
93	62	
94	62	
95	63	
96	63	
97	63	

(略)

105	(略)	65	(略)
106		66	
107		66	
108		66	
109		66	
110		66	
111		67	
112		67	
113		67	
114		67	
115		67	
116		68	
117		68	
118		68	
119		68	
120		68	
121		68	
122		69	
123		69	
124		69	
125		69	
126		69	
127		69	
128		70	
129		70	
130		70	

77		49
78		49
79	58	49
80	58	49
81	59	50
82	59	50
83	60	50
84	60	50
85	61	51
86	61	51
87	61	51
88	61	51
89	62	52
90	62	
91	62	
92	62	
93	63	
94	63	
95	63	
96	63	
97	64	

(略)

105	(略)	66	(略)
106		66	
107		66	
108		66	
109		67	
110		67	
111		67	
112		67	
113		68	
114		68	
115		68	
116		68	
117		69	
118		69	
119		69	
120		69	
121		69	
122		69	
123		69	
124		70	
125		70	
126		70	
127		70	
128		70	
129		70	
130		70	

131	70	131	71
132	70	132	71
133	70	133	71
(略)		(略)	

第2条 技能労務職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,400	181,900	203,600	230,000	263,000
2	131,300	183,400	204,800	231,600	264,900
3	132,300	184,900	206,200	233,100	266,700
4	133,200	186,300	207,500	234,700	268,800
5	134,200	187,600	208,800	236,100	270,500
6	135,200	189,100	210,200	237,800	272,400
7	136,200	190,500	211,600	239,300	274,300
8	137,200	191,800	213,000	240,900	276,400
9	138,000	193,200	214,300	242,100	278,400
10	139,000	194,200	215,900	243,600	280,400
11	140,000	195,500	217,500	245,200	282,500
12	141,100	196,600	218,900	246,600	284,500
13	141,900	197,800	220,100	248,100	286,500
14	142,900	198,900	221,600	249,600	288,600
15	143,900	200,000	223,100	250,900	290,600
16	144,900	201,100	224,400	252,300	292,600
17	146,000	202,100	225,300	253,800	294,400
18	147,200	203,200	226,000	255,400	296,400
19	148,400	204,200	226,900	257,100	298,500
20	149,600	205,200	227,900	258,900	300,500
21	150,700	206,100	228,800	260,500	302,400
22	151,900	207,200	230,300	262,300	304,500
23	153,100	208,300	231,600	264,000	306,500
24	154,300	209,300	232,700	265,700	308,600
25	155,500	210,200	234,100	267,600	310,300
26	157,000	211,100	235,400	269,500	312,400
27	158,500	211,800	236,700	271,300	314,400
28	160,000	212,700	238,000	273,100	316,400
29	161,400	213,600	238,900	274,800	318,100
30	162,900	214,800	240,100	276,700	320,100
31	164,400	215,800	241,400	278,600	322,200

32	165,900	216,700	242,600	280,300	324,300
33	167,400	217,300	243,700	281,800	325,500
34	169,200	218,500	245,000	283,700	327,500
35	171,000	219,600	246,100	285,500	329,400
36	172,800	220,800	247,300	287,400	331,500
37	174,600	221,400	248,600	289,000	333,400
38	176,300	222,600	249,700	290,700	335,300
39	178,000	223,800	251,000	292,500	337,300
40	179,700	224,900	252,300	294,300	339,200
41	181,300	225,800	253,300	295,800	341,100
42	182,700	227,000	254,600	297,500	343,000
43	184,000	228,000	255,700	299,000	344,800
44	185,400	229,100	257,000	300,600	346,700
45	186,900	230,200	257,800	302,200	348,200
46	188,200	231,200	258,900	303,900	349,600
47	189,600	232,300	260,100	305,500	351,100
48	191,000	233,300	261,100	307,200	352,600
49	192,300	234,300	262,300	308,100	354,200
50	193,400	235,400	263,500	309,600	355,000
51	194,500	236,500	264,700	311,100	356,200
52	195,700	237,600	265,600	312,700	357,200
53	196,800	238,700	266,500	314,300	358,100
54	197,900	239,700	267,600	315,900	359,200
55	198,800	240,600	268,800	317,500	360,100
56	199,900	241,400	270,000	319,000	361,200
57	201,000	242,300	270,800	320,500	362,100
58	202,000	243,300	271,800	321,700	362,800
59	203,000	244,300	272,900	322,900	363,500
60	204,000	245,200	273,900	324,100	364,200
61	205,100	246,000	274,900	324,800	364,600
62	206,000	246,900	276,000	325,700	365,200
63	206,900	247,800	276,800	326,500	365,900
64	207,800	248,700	277,900	327,300	366,600
65	208,500	249,500	278,700	328,200	366,900
66	209,300	250,300	279,500	328,600	367,600
67	210,000	251,100	280,300	329,300	368,300
68	210,800	251,800	281,100	330,100	369,000
69	211,200	252,500	281,700	330,900	369,300
70	211,800	253,100	282,500	331,600	369,900
71	212,100	253,500	283,300	332,300	370,600
72	212,600	253,900	284,000	333,000	371,200

73	212,800	254,100	284,800	333,500	371,500
74	213,400	254,500	285,500	334,100	372,100
75	213,900	255,000	286,300	334,600	372,800
76	214,600	255,500	287,100	335,200	373,400
77	214,800	255,800	287,700	335,500	373,800
78	215,500	256,200	288,200	336,000	374,300
79	216,000	256,700	288,700	336,400	374,900
80	216,600	257,200	289,100	336,900	375,400
81	217,300	257,500	289,500	337,300	375,900
82	217,700	257,800	289,900	337,800	376,500
83	218,300	258,100	290,400	338,300	377,000
84	219,000	258,400	290,900	338,800	377,300
85	219,600	258,600	291,300	339,100	377,700
86	220,100	258,800	291,900	339,500	378,200
87	220,600	259,100	292,500	340,000	378,600
88	221,300	259,400	293,100	340,400	379,000
89	221,800	259,600	293,400	340,700	379,400
90	222,400	259,800	293,900	341,100	379,900
91	223,000	260,200	294,400	341,600	380,300
92	223,500	260,400	294,800	342,000	380,700
93	223,900	260,700	295,200	342,200	381,000
94	224,400	261,100	295,700	342,600	
95	224,900	261,400	296,200	343,100	
96	225,400	261,700	296,700	343,500	
97	225,700	261,900	297,000	343,700	
98	226,200	262,200	297,400	344,100	
99	226,700	262,400	297,900	344,500	
100	227,200	262,700	298,400	344,800	
101	227,600	263,000	298,800	345,100	
102	228,100	263,200	299,200	345,500	
103	228,700	263,500	299,500	345,900	
104	229,300	263,800	299,800	346,300	
105	229,700	264,000	300,100	346,800	
106	230,200	264,200	300,500	347,200	
107	230,500	264,500	300,900	347,600	
108	230,900	264,700	301,300	348,000	
109	231,100	265,000	301,600	348,500	
110	231,500	265,300	302,000	348,900	
111	232,000	265,600	302,400	349,200	
112	232,400	265,800	302,700	349,500	

113	232,600	266,000	302,900	350,000
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(昇格時号給対応表の改正に伴う経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)別表第4の規定による号給が同条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正前の規則」という。)別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の規則別表第4の規定による号給とするものとする。

- 3 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の技能労務職員の給与等に関する規則(以下この項において「改正後の規則」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(施行細則)

5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項については、一般職員の例による。